

◎環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○環境影響評価法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。 2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物（同号ホに掲げる事業に係る工作物にあつては、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所を除く。）であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事	環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。 2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

項を記載した配慮書を作成しなければならない。

一 事業実施想定区域

二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条第五項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定 公布の日

二 目次の改正規定、第二十一条第二項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第四十九条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる改正規定、第五十五条第二項の改正規定、同条を第五十六条とする改正規定、第五十四条第二項の改正規定、同条を第五十五条とする改正規定、第五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条を第五十四条とし、同条の前に見出しを付する改正規定、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

一 事業実施想定区域

二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条第五項の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日

二 目次の改正規定、第二十一条第二項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第四十九条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる改正規定、第五十五条第二項の改正規定、同条を第五十六条とする改正規定、第五十四条第二項の改正規定、同条を第五十五条とする改正規定、第五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条を第五十四条とし、同条の前に見出しを付する改正規定、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第四条 政府は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある

〔新設〕

事業についてその実施に先立つ早い段階での環境の保全についての配慮が重要であるとの観点から、当該事業に係る枠組みを設ける基本的な計画、構想等（以下この項において「上位計画等」という。）の策定又は変更を行う者がその立案の段階において、当該上位計画等を踏まえ実施されることが想定される事業に係る環境影響について、関係する地方公共団体及び住民、環境保全活動等を行う民間団体等の意見を反映しつつ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて当該上位計画等の策定又は変更を行う仕組みの導入について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の仕組みを導入することに伴う地方公共団体の負担を軽減するために必要な財政上の措置の在り方について、同項の検討と併せて検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、この法律による改正後の環境影響評価法第五十二

〔新設〕

条各号に定める書類に関し、著作権の保護等に留意しつつ、当該書類を作成した事業者等の同意を得ることなくこれを公開する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる

ものとする。

第六条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 〔略〕

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 〔略〕